

8月は平和月間です



くわしくは 総務課 総務係 ☎(21)5130

市は、世界の恒久平和を願い、平成19年3月に「非核平和都市」を宣言しました。

また8月を平和月間とし、中学生の広島平和記念式典派遣や平和パネル展など、平和に関する事業を集中的に実施し、「非核平和」の呼び掛けを行っています。広島、長崎の惨劇と第五福竜丸の悲劇を忘れることなく、また絶対に繰り返さぬよう、全世界に向けて核実験、核戦争、核兵器の廃絶を訴えましょう。

今年も広島、長崎の両市で原爆死者の霊を慰め、世界の恒久平和を祈念する平和記念式典が行われます。また、終戦の日には全国の戦没者追悼式も執り行われます。家庭や職場で、恒久平和を願い黙とうを捧げましょう。

- ◎黙とうの時間
- ◆広島市：8月6日(土)午前8時15分から1分間
 - ◆長崎市：8月9日(火)午前11時2分から1分間
 - ◆終戦の日：8月15日(月)正午から1分間



平和パネル展と署名コーナー

◎署名にご協力ください!!
市は平和月間中、市役所本庁と各行政センターで実施される平和パネル展に、「核兵器禁止条約の交渉開始等を求める署名」の署名コーナーを併設しています。寄せられた署名は、平和首長会議を通じて国際連合に届けられます。

今年5月には、オバマ氏が現職米大統領として初めて広島を訪れ、核兵器と平和について改めて考えるきっかけとなりました。2020年までの核兵器廃絶を実現するため、皆様のご協力をお願いいたします。

◎8月20日(土)に、広島平和記念式典派遣事業報告会を行います。詳細は「お知らせ情報」32ページをご覧ください。

転入者住宅取得補助制度のご案内



若い方が市内に居住し、活力を高めることを目的として住宅取得費の一部を補助します。

市内へ転入される方がいたら、ぜひ、この制度を紹介してください。

補助対象者(次の全てを満たす方)

- ・市内に転入した方で、転入した日から数えて過去2年間以上、他の市町村に住所があった
 - ・転入した日に45歳以下である
 - ・自分が住むために住宅を取得し、その住宅に5年以上住み続けると誓約できる
 - ・申請時に市区町村税などを滞納していない
 - ・取得した住宅の所有権を2分の1以上有する
- ※申請できるのは、転入した日から1年以内です。

補助対象住宅(次の全てを満たす住宅)

- ・新たに取得した住宅で、実際に申請者が住むための住宅である

補助金額

基本額：30万円/市内業者(要件有)から住宅を購入などした場合：20万円加算/高齢者の孤立防止に該当する場合：10万円加算

補助期間

平成29年3月31日まで



くわしくは 建築住宅課 住宅管理係 ☎(21)5164

市民活動支援センターからのお知らせ



イベント開催のお知らせ

「ボランティア・市民活動フェスタ」を、9月3日(土)に今市文化会館などで開催します。

このイベントは、市民活動支援センターを利用する市民団体などが中心となり、日ごろの活動の成果を発表するもので、今回で16回目の開催となります。

テーマは、平成27年度に引き続き「♪夢をつなごう♪」です。

大ホールでは参加団体の活動紹介や合唱・吹奏楽の演奏の他、ドキュメンタリー映画「うまれる・ずっと、いつしよ」の上映を行います。この映画は、家族のつながりを見直す内容の映画です。

容の映画です。

中ホールではお年寄りや子どもたちも楽しめる体験ブース、小ホールでは血糖値測定などの「まちの保健室」、2階連絡通路では写真の展示などを行い、その他模擬店も出店します。

日光仮面などの「ゆるキャラ」たちも集まる他、那須の「ナスライガー」によるヒーローショー、スタンブラーや前回大好評だった抽選会などを行います。皆さんぜひお越しください。

市民活動支援センターの建て替え工事について

市民活動支援センターは、現在建て替え工事中です。新施設のオープンまでの間、勤労青少年ホーム内で業務を行っています。



くわしくは

市民活動支援センター ☎(22)2271

市営住宅入居者へ「収入申告書」の提出をお願いします

市営住宅に入居している方は、平成29年度の家賃を算定するため、入居者および同居親族の平成27年1月1日～12月31日の収入などの申告が必要です。

通知をお送りしますので、内容をご確認の上、所定の用紙に記入し、必要書類を添付して担当窓口まで提出してください。

提出期限までに申告書の提出が無い場合は、収入の確認ができないため、所得に関わらず法律の規定で通常より数倍高額の近傍同種の家賃となります。期限までに忘れずに提出してください。提出期限は8月31日(水)までです。

近傍同種の家賃と市営住宅の家賃の違いは?

近傍同種(民間賃貸住宅)の家賃は、償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料などを基に設定されています。公営住宅の家賃は、住宅に困っている低所得者に対し安い家賃で賃貸する目的で設定されています。

また、国からの補助を受けて建設および管理されているため、民間の住宅家賃の半額以下になるよう設定されています。

家賃などの期限内納付にご協力ください

家賃および駐車場使用料は毎月25日が納期です。納付期限までに納入されないと督促状を送ります。

なお、家賃を3カ月以上滞納すると、連帯保証人にも督促状を送り、住宅の使用許可の取り消しや、明け渡し請求を行う場合があります。裁判などで処理することもありますので、家賃を納められない特別な事情がある場合には、各担当窓口までお早めにご相談ください。

提出先およびくわしくは

- 建築住宅課 ☎(21)5164
- ◎産業建設係 ☎(54)1114
- ◎産業建設係 ☎(76)4107
- ◎産業建設係 ☎(93)3117
- ◎産業建設係 ☎(97)1133